

奨学金規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この規則は、一般財団法人あしなが育英会（以下「本会」という）定款第4条第1項第1号の規定の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 奨学金の貸与及び給付

第2条 (定義)

この規則の第2章及び第3章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学生 本会から奨学金の貸与及び給付(以下「交付」という。)を受ける者をいう。
- (2) 保護者等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又は本会の代表理事がとくに必要があると認めた場合にあつては児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する里親若しくは保護受託者をいう。

第3条 (奨学生の資格)

- 1 本会の奨学生は、これを分けて高等学校奨学生、大学奨学生及び大学院奨学生並びに専修学校奨学生及び各種学校奨学生とする。
- 2 高等学校奨学生となる者は、保護者等が次の各号に該当するに至った者で、高等学校(同等の学校と認められる学校を含む)又は高等専門学校に在学するものとする。
 - (1) 病気、災害、事故(道路における交通事故を除く。)、自殺若しくは他殺等により死亡したとき又はそれらが原因で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、国民年金法(昭和34年法律第141号)、厚生年金保険法施行令(昭和29年政令第110号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)に定める第1級から第5級の等級に該当する障害が存するに至ったとき。
 - (2) 生活が困窮していると認められる者となるに至ったとき。
- 3 大学奨学生となる者は、保護者等が前項各号に該当するに至った者で、大学に在学する者とする。
- 4 大学院奨学生となる者は、大学奨学生であった者で、大学院に在学する者とする。
- 5 専修学校奨学生及び各種学校奨学生となる者は、保護者等が第2項各号に該当するに至った者で、専修学校については、修業年限が1年以上の専門課程に在学する者及び高等学校卒業後に高等課程に在学する者、また各種学校(同等の学校と認められる学校を含む)については修業年限が1年以上の学校に在学する者とする。ただし、国及び地方公共団体

の認可を受けている学校に在籍し、かつ身分が学校教育法上の学生である者に限ることを原則とする。

第4条（奨学の内容）

奨学の内容は、次のとおりとする。

- (1) 本会の奨学生には奨学金を交付する。
- (2) 本会の高等学校奨学生及び大学奨学生には入学一時金を交付する。ただし、私立の高等学校、高等専門学校及び私立の大学の第1学年に入学した者で、著しく学資の支弁が困難であると認定されたものに限り、本人の願出により交付するものとする。
- (3) 本会の高等学校奨学生には、上級学校への進学仕度一時金を交付する。ただし、高等学校最終学年に在学する者で、著しく学資の支弁が困難であると認定されたものに限り、本人の申請により交付するものとする。

第4条の2（奨学金の額）

奨学金の月額、は、次表のとおりとする。

奨学生の種類	奨学金の月額	内 訳	
		貸与	給付
1 高等学校奨学生			
(1) 国立及び公立の高等学校又は高等専門学校に在学するもの	45,000 円 50,000 円	25,000 円 30,000 円	20,000 円 20,000 円
(2) 私立の高等学校又は高等専門学校に在学するもの			
2 大学奨学生	70,000 円	40,000 円	30,000 円
(1) 一般奨学金	80,000 円	50,000 円	30,000 円
(2) 特別奨学金*			
*本人の申し出により、学費の支弁に著しく困窮していると認められた場合	70,000 円	40,000 円	30,000 円
3 専修学校奨学生及び各種学校奨学生	120,000 円	80,000 円	40,000 円
4 大学院奨学生			

第4条の3（入学一時金の額）

入学一時金の額は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校奨学生 300,000円（貸与）
- (2) 大学奨学生 400,000円（貸与）

第4条の4（進学仕度一時金の額）

進学仕度一時金の額は、400,000円（貸与）とする。

第5条（奨学金の交付期間）

奨学金の交付期間は、奨学生に採用した時からその者の正規の卒業期までの最短期間の終期までとする。ただし、奨学金の交付期間をとくに延長する必要があると認められる場合は、その者の修業年限の終期まで延長することができる。

第6条（奨学生申請書等）

本会の奨学生になることを希望する者は、次の各号の区分に従い保護者等と連署した奨学生申請書に、各号に掲げる書類を添付して代表理事に提出しなければならない。

- (1) 高等学校、高等専門学校、大学若しくは大学院又は専修学校若しくは各種学校へ進学後、奨学生となることを希望する者にあつては、第3条に規定する奨学生たる資格を有することを証する書類。
- (2) 現に高等学校、高等専門学校、大学若しくは大学院又は専修学校若しくは各種学校に在学し、奨学生となることを希望する者にあつては、高等学校、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校若しくは各種学校の在学証明書及び第3条に規定する奨学生たる資格を有することを証する書類。

第7条（奨学生の採用）

- 1 奨学生の採用は、代表理事が決定する。ただし、大学奨学生及び大学院奨学生並びに専修学校奨学生及び各種学校奨学生にあつては、代表理事は奨学生選考委員会の選考を経て採用を決定する。
- 2 奨学生の採用を決定したときは、代表理事は本人に通知する。ただし、学校長から推薦されたものについては、学校長にも通知する。
- 3 前項の通知を受けた者は、所定の奨学金借入契約書を本会に提出しなければならない。
- 4 前条第1項第1号に該当する者として第1項の決定を受けた者は、所定の時期までに入学を証する書類を提出しなければならない。
- 5 第2項の通知を受けた者が、奨学金の貸与及び給付に関する契約書を本会が指定する期限内に提出しないときは、採用の決定を取消すものとし、当該奨学生は採用決定の時にさかのぼって奨学生としての資格を喪失するものとする。

第8条（奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の交付）

- 1 奨学金は、3か月ごとに3か月分ずつ交付することを常例とする。ただし、特別の事情があるときは、前記によらないで交付することができる。
- 2 入学一時金及び進学仕度一時金は、貸与決定後なるべく速やかに交付するものとする。
- 3 奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の交付は、金融機関を通じて行うものとする。

第9条（奨学生の履行すべき事項）

奨学生は、次の各号に定める事項を履行しなければならない。

- (1) 毎年度末学業成績及び生活状況報告書を代表理事あてに提出しなければならない。
- (2) 奨学生は、代表理事が別に定める事項を履行しなければならない。履行できない場合は、保護者等と連署のうえ履行できない事由を明記した届出を、代表理事あてにあらかじめ又は事後すみやかに提出しなければならない。

第10条（異動届等）

1 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、保護者等と連署のうえ、代表理事あてにただちに届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学若しくは退学したとき、又は長期にわたり欠席しようとするとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき、又は刑事事件に関し起訴されたとき。
- (3) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (4) 本人又は保護者等及び連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。

2 前項の届出に伴い、第4条の2に定める「奨学生の種類」に変更が生じる場合、当該変更に応じて、奨学金の金額を増額又は減額するものとする。

3 前項の場合、奨学生は貸与金額変更に伴う覚書を提出しなければならない。

第11条（奨学金の停止）

1 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、当該休学又は欠席の期間奨学金の交付を停止する。ただし、代表理事が特別に認めたものである場合はこの限りではない。

2 奨学生の学業若しくは性行などの状況により補導上必要があると認めたとき、又は第9条1項に定める報告及び同条2項、第10条1項に定める届出、同条3項に定める貸与金額変更に伴う覚書、及び第15条(1)の卒業前の借用証書提出を怠ったときは、奨学金の交付を停止することができる。

第12条（奨学金の復活）

前条の規定により奨学金の交付を停止された者が、その事由が止んだことを在学学校長が証する書類を添えて願い出たとき、又は代表理事がその事由の止んだことを認めた場合は、その時点より将来に向けて奨学金の交付を復活し再開することがある。ただし、停止された時から2年を経過したときはこの限りではない。

第13条（奨学生の資格喪失）

- 1 奨学生が、次の各号の一に該当すると認めるときは、別段の定めがある場合を除き、当該事由が発生した時点で当然に奨学生の資格を喪失するものとする。
 - （1）奨学金を必要としない事由が生じたとき。
 - （2）第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
 - （3）在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
 - （4）前各号のほか奨学生として適当でない事実があったとき。
- 2 奨学生が奨学生としての資格を喪失した場合、本会は、当該資格喪失時点以降に本会が交付した金額について、即時一括返還を求めることができる。
- 3 奨学生が奨学生としての資格を喪失した場合、本会はそれ以降その者に対し奨学金を貸与及び給付する義務を負わない。

第14条（奨学金の辞退）

奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

第15条（奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金借用証書の提出）

奨学生は、次の各号の一に該当するときは、在学中交付を受けた奨学金のうち貸与を受けた奨学金（以下貸与奨学金という。）の全額、入学一時金及び進学仕度一時金について、借入金額の総額が変更される場合、覚書を作成し、連帯保証人と連署のうえ、代表理事あてただちに提出しなければならない。

- （1）第13条の規定により奨学生の資格を喪失したとき。
- （2）奨学金を受けることを辞退したとき。

第16条（奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の利息）

奨学生に交付した貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金には利息をつけない。

第3章 奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還等

第17条（奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還）

- 1 奨学生が第15条各号の一に該当する場合は、貸与の終了した月の翌月から起算して6か月を経過したときから、20年以内に貸与奨学金の全額、入学一時金及び進学仕度一時金を返還しなければならない。
- 2 前項の奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還は、年賦、半年賦若しくは月賦又は1年以内の割賦の方法によらなければならない。ただし、奨学生であった者の都合によりいつでも繰上げ返還することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、奨学生であった者が、返還金の支払いを怠ったときは、貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の全部又は一部について、繰上げ返還させるこ

とができる。

- 4 奨学生であった者で、第22条の規定により民事訴訟法に規定する支払督促を受け、次の各号のいずれかに該当すると認められるものの貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還については、前3項の規定は適用しない。この場合においては本会の指定した日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。ただし、奨学生であった者が、災害、疾病等、または生活保護法による被保護になる等真に止むを得ないと認められる事由のため、割賦金の支払能力が全くないことが明らかな場合は、この限りではない。
 - (1) 正当な理由がなく支払督促を送達された日から30日以内に返還の意思を表示せず又は返還する意思がないと認められる行為をしたとき。
 - (2) 支払督促を送達された日から30日以内に返還の意思を表示したにもかかわらず、誠実にその履行をしなかったとき。
 - (3) 支払督促に対し割賦金の返還を遅延させるために異議の申し立てをしたことが明らかであるとき。
- 5 第2項の割賦金の額は、別表に定める割賦金の年額を下まわらない額とする。ただし特別の事由があるときはこの限りではない。
- 6 奨学生若しくは奨学生であった者が死亡したとき、又は特に必要があると認めたときは、第2項及び前項の規定と異なる返還方法を指示することができる。

第18条（貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還猶予）

- 1 奨学生であった者が、次の各号の一に該当する場合は、願出によって貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還を猶予することができる。
 - (1) 災害又は疾病等によって返還が困難となったとき。
 - (2) 高等学校、高等専門学校、大学若しくは大学院又は専修学校若しくは各種学校に在学するとき。
 - (3) 外国にあって学校に在学するとき。
 - (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
 - (5) その他真に止むを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。
- 2 返還猶予の期間は、前項第2号又は第4号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは1年以内とし、さらにその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ごとに延長することができる。ただし、前項第3号に該当するときは、通算して5年を限度とする。

第19条（返還猶予の願出）

- 1 貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金返還猶予願を提出しなければならない。
- 2 前項により返還猶予をする場合又は返還猶予期間中、特に必要があると認めたときは、

その事由を証明することのできる書類を提出しなければならない。

第20条（返還猶予の決定）

貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還猶予の願出があったときは、代表理事において審査決定し、その結果を本人に通知する。

第21条（延滞金）

- 1 奨学生であった者が割賦金の返還を6か月以上延滞したときは、延滞金を徴するものとする。
- 2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に延滞した期間が6か月をこえるごとに6か月分について100分の2.5を乗じた金額に相当する金額とする。

第22条（返還の強制）

奨学生であった者又はその連帯保証人（以下「奨学生であった者等」という。）が、割賦金の返還を著しく延滞したときは、民事訴訟法に定める手続きを行うものとする。

第23条（延滞金）

奨学生であった者等が、返還未済額の全部の返還（第17条第4項の規定による貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、民事訴訟法に定める手続きを行うものとする。奨学生であった者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額に延滞している期間が6か月をこえるごとに6か月分について100分の2.5を乗じた計算した金額に相当する延滞金を徴するものとする。ただし、奨学生であった者が、次の各号に掲げる事由の一に該当して返還未済額の全部の返還を一時に行う資力を欠くと認められた場合は、その延滞金を減額することがある。

- （1）疾病等によって長期間療養を必要とするとき。
- （2）災害により著しい損害を受けたとき。
- （3）その他真に止むを得ないと認められる事由があるとき。

第24条（返還金の充当順位）

奨学生であった者等から支払われた返還金は、次の各号に定めるところにより割賦金に充当するものとする。

- （1）返還期日の到来した割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。
- （2）返還期日の到来した割賦金については、返還期日の早く到来したものから、返還期日

の到来していない割賦金については、返還期日の早く到来することとなるものから充当する。

(3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金に係る割賦金から充当する。

第25条（延滞金及び督促費用の充当順位）

奨学生であった者等から割賦金のほかに延滞金及び督促費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、督促費用、延滞金及び割賦金の順に充当する。

第26条（奨学生であった者の届出）

- 1 奨学生であった者は、奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届出なければならない。
- 2 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更しようとするとき又はそれらの氏名、住所、その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届出なければならない。

第27条（死亡の届出）

奨学生が死亡したとき、又は奨学生であった者が貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、死亡診断書を添えてただちに死亡届を提出しなければならない。

第28条（貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還免除）

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身障害（奨学生として採用されたときの状態を除く。ただし、その状態が著しく悪化したときは、その状態をいう。以下同じ。）のため精神若しくは身体の機能に高度の障害を残して労働能力を喪失し、その貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還未済額の全部又は一部について返還不能となったときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

第29条（貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還免除2）

奨学生又は奨学生であった者が、心身障害のため精神又は身体の機能に著しい障害を残すことにより労働能力が著しく制限され、貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還未済額の一部について返還不能となったときは、その一部の返還を免除することができる。

第30条（端数計算の処理）

前2条の規定により貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還免除の額を計算するに当たり、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第31条（返還免除の願出）

第28条又は第29条の規定により貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は連帯保証人と連署のうえ次の各号の書類を添付し、貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金返還免除願を提出しなければならない。

- (1) 死亡によるときは死亡診断書、本人の除籍事項証明書(除籍抄本)、心身障害の状態にあるときはその事実及び程度を証する医師の診断書。
- (2) 返還不能の事情を証する書類。

第32条（返還免除願出の期限）

- 1 前条による貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金返還免除願は、返還不能の事由が発生した時から1年以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると認められるときは、さらに1年以内その期限を延期することができる。
- 2 前条の規定により貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金返還免除を受けようとする者が、前項の期限内に願出なかったときは、その返還を免除しないことがある。

第33条（返還免除の決定）

第31条の規定により貸与奨学金、入学一時金及び進学仕度一時金返還免除願の提出があったときは、代表理事が審査決定し、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。

第4章 アフリカ遺児高等教育支援100年構想奨学金

第34条(定義)

この規則の第4章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アフリカ遺児高等教育支援100年構想奨学金
本会が行う、サブサハラ・アフリカ諸国の遺児学生に対して給付する奨学金事業をいう。
(以下、「100年構想奨学金」という。)
- (2) 100年構想奨学生
100年構想奨学金を受けるサブサハラ・アフリカ地域の遺児学生をいう。

第35条（100年構想奨学金事業の使命と目的）

100年構想奨学金事業の使命は、サブサハラ・アフリカ諸国の遺児学生が、外国で高等教育を受ける機会を提供し、彼らが得た学識や情報等を活用し、同地域の発展に貢献することにある。そのために本会は、将来母国あるいはサブサハラ・アフリカ地域に帰国し、国に変革と発展をもたらすための先駆者となる遺児学生を支援する。

第36条（100年構想奨学生資格）

100年構想奨学生の資格は、次の各号に該当するに至った者とする。

- (1) 保護者（血縁関係にある両親または実質的に扶養している者）が、病気、紛争、災害、事故、自殺又は他殺等のなんらかの理由により死亡し遺児となった者で、生活が困窮し進学に困難があると認められる者であること。
- (2) 前号以外の者で、幼少期から児童養護施設等で養育され、両親や保護者の死亡が確認されない場合、書類、面談その他関係者からの聴取等を経て、総合的に判断して前号に準ずると認められる時には、準遺児として資格を認めることがある。
- (3) サブサハラ・アフリカ諸国の国籍の者で、サブサハラ・アフリカ地域の自国で一定程度の学業を修めた後に自国以外の外国の大学等（高等学校終了資格を必要とする大学など、別に定める諸学校を含む。）に留学することが決定した者であること。

第37条（奨学の内容）

- 1 100年構想奨学生には、原則として留学先大学等に必要な費用及び食費、住居費、生計費その他の費用を給付する。
- 2 前項の費用は、留学先の国や地域、大学等により異なることから、その標準額は別に定める。

第38条（奨学金の給付の期間）

奨学金の給付の期間は、100年構想奨学生に採用した時から、その者の正規の卒業までの最短期間とする。ただし、特に期間を延長する必要があると認められる場合には、その者の修業年限の終期まで延長することができる。

第39条（100年構想奨学生の募集、選考、採用等）

- 1 100年構想奨学生になることを希望する者は、別に定める必要な書類を提出しなければならない。
- 2 100年構想奨学生の選考は、別に定める方法によって実施する。
- 3 100年構想奨学生の採用は、代表理事が、別に定める100年構想奨学生選考小委員会の審査及び定款第51条に規定する選考委員会の選考を経て決定する。

第40条（100年構想奨学生の履行すべき事項）

100年構想奨学生は、次の各号に定める事項を履行しなければならない。

- (1) 卒業後5年以内に、母国あるいはサブサハラ・アフリカ地域に帰国し、その後サブサハラ・アフリカ域内で、本事業の使命に沿って同地域の発展に貢献しなければならない。ただし、大学院等に進学する場合あるいはその他特別の事情がある場合には、事前に申請し許可を得て帰国までの期間を延長することができる。

- (2) 毎年、学業成績の報告及び生活状況の報告を代表理事宛に提出しなければならない。
- (3) その他、別に定める必要な書類の提出、本会が主催する事業等への参加など必要な履行事項を遵守しなければならない。

第41条（奨学金の停止、廃止）

100年構想奨学生が次の各号に定める事態に至ったときは、代表理事は奨学金の停止又は廃止を行うことができる。

- (1) 100年構想奨学生が休学し、又は長期にわたって学業を欠席したとき。
- (2) 100年構想奨学生が退学したとき。
- (3) 100年構想奨学生が辞退したとき。
- (4) 100年構想奨学生が処分を受け学籍を失ったとき。
- (5) 100年構想奨学生が犯罪等の社会の秩序を乱す行為をしたとき。
- (6) その他、100年構想奨学生として、別に定める誓約事項に反するとき又は適当でない事実があったとき。

第42条（即時返還請求）

100年構想奨学生が前条により奨学金給付の廃止が決定された場合には、代表理事は、それまでに給付した奨学金の一部又は全部の即時返還を求めることができる。

第43条（免責）

本会は、100年構想奨学生に本会の支援期間中に生じた損害について、一切責任を負わないものとする。

第44条（準拠法）

本規則の準拠法は日本法とする。

第45条（合意管轄）

本会と100年構想奨学生との間に生じた紛争の解決は、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

第46条（本規則の原本及び解釈）

本規則は日本語で作成されたものを原本とし、日本法により解釈するものとする。

第47条（規則の改廃）

本規則の改廃は理事会の決議による。変更した場合は、当該変更事項を100年構想奨学生に通知するものとする。

第48条（疑義の解決）

本規則に定められていない内容について疑義が生じた場合には、100年構想奨学生は
本会との話し合いによって確認及び解決する。

附 則

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2020年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行する。